

岡垣町地域強靱化計画

令和4年3月策定

(令和4年4月 一部改正)

岡垣町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1. 計画策定の趣旨.....	1
1-2. 計画の位置付け.....	1
1-3. 計画の期間と見直し.....	2
1-4. 進捗管理.....	2
第2章 基本的な考え方	3
2-1. 基本目標.....	3
2-2. 事前に備えるべき目標.....	3
2-3. 対象とする災害.....	4
第3章 災害の想定	5
3-1. 地震・津波.....	5
3-2. 風水害.....	6
第4章 脆弱性評価	7
4-1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	7
4-2. 脆弱性評価結果を踏まえた対応の方向性.....	8
第5章 強靱化施策の推進方針	9
目標1 直接死を最大限防ぐ.....	10
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保する.....	13
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する.....	15
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	16
目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限 に留めるとともに、早期に復旧させる.....	17
目標6 経済活動を機能不全に陥らせない.....	19
目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	21
目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する...	22
別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	
別紙2 重要業績指標	
別紙3 個別事業一覧	

第1章 計画策定の趣旨

1-1. 計画策定の趣旨

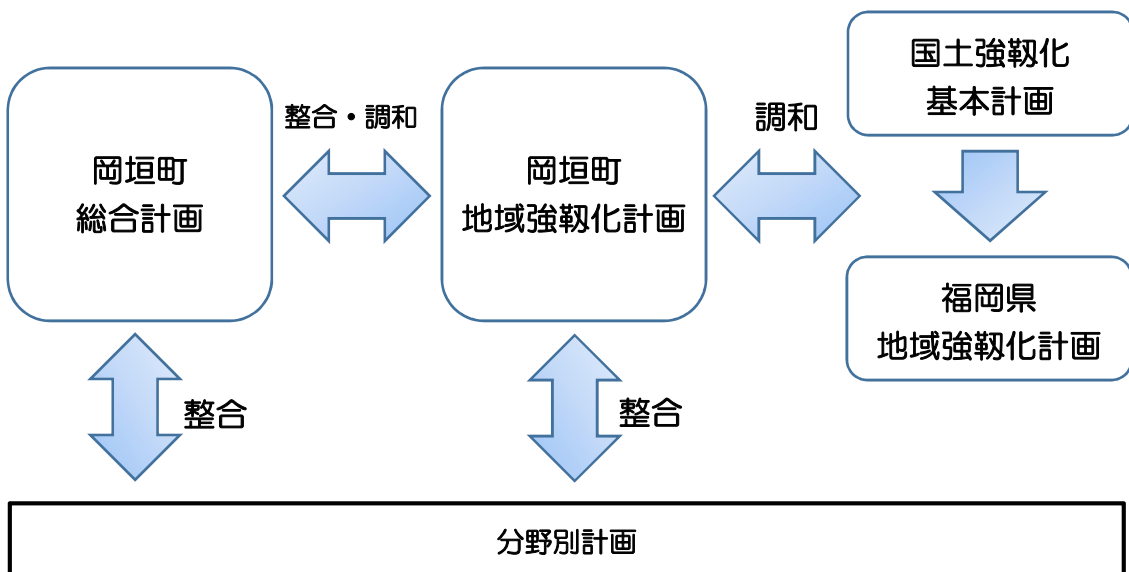
国においては、東日本大震災や近年の気候変動に伴う大型台風や集中豪雨による甚大な被害の発生を受け、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が閣議決定された。

福岡県においても、国基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という。）が策定された。（令和元年6月に改定）

本町においても、国基本計画や県地域計画と調和を図りながら、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的・計画的に実施し、町土の強靱化を推進するため、「岡垣町地域強靱化計画」（以下、「町地域計画」という。）を策定するものである。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本町の町政の基本方針である「岡垣町総合計画」との整合・調和を図るとともに、地域強靱化に関して、本町の他の計画等の指針となるものである。



1-3. 計画の期間と見直し

本計画は、岡垣町総合計画と整合を図るために、10年間の計画とする。

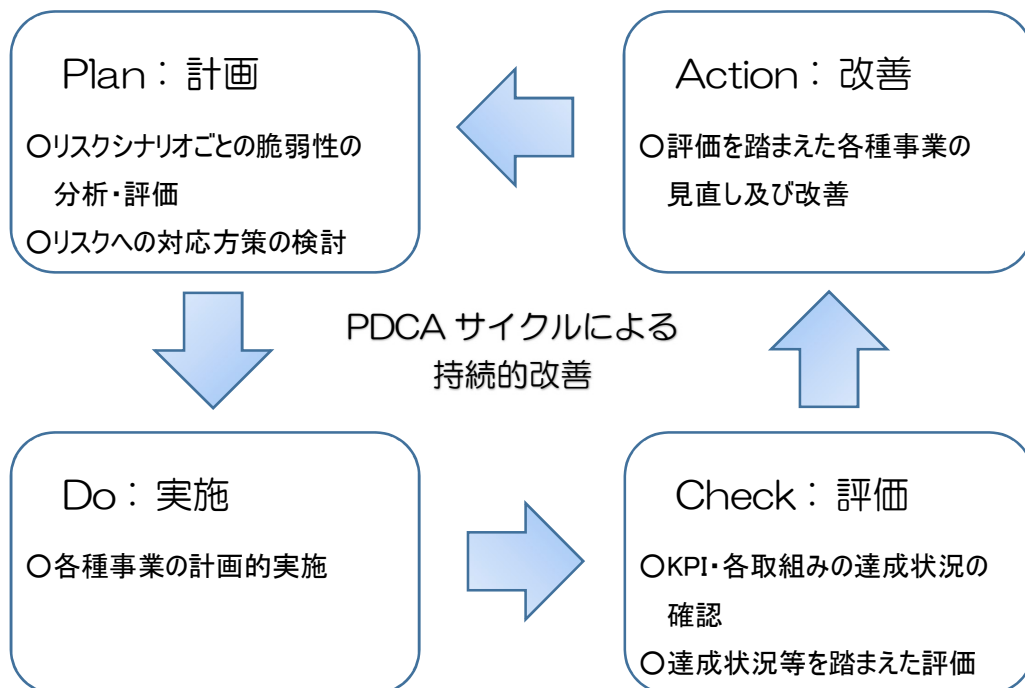
ただし、第6次総合計画は、令和3年度を計画開始年度とした10年間の計画となっていることから、本計画の第1期の計画期間を令和12年度までの9年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

	令和3年度～	令和4年度～12年度（9年間）
岡垣町総合計画	第6次	
岡垣町地域強靱化計画		第1期

1-4. 進捗管理

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、重要業績指標（KPI）や各取組みの進捗状況について、PDCAサイクルによる評価を行い、更なる施策の推進を図るものとする。



第2章 基本的な考え方

2-1. 基本目標

県地域計画を踏まえ、次のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2-2. 事前に備えるべき目標

前項の基本目標をより具現化するため、県地域計画を踏まえ、次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2-3. 対象とする災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本町における過去の災害被害及び国基本計画や県地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

- 地震
- 津波
- 風水害

第3章 災害の想定

3-1. 地震・津波

(1) 地震

福岡県が平成 24 年に実施した地震に関する防災アセスメント調査に基づき、本町において最も影響を及ぼすと考えられる西山断層（中央下部）による被害を想定する。

想定項目		西山断層中央下部
		想定M7.3
人的被害	死者	5 人
	負傷者	210 人
	要救出者	20 人
	要後方医療搬送者	21 人
	避難者	100 人
	帰宅困難者	5,823 人
建物被害（木造）	全壊	48 棟
	半壊	71 棟
建物被害（非木造）	大破	2 棟
	中破	6 棟
建物火災	全出火件数	1 件
	炎上出火件数	0 件
	消失棟数	0 棟
崩壊危険度の高い斜面数（被災棟数）		3 棟
ライフライン	上水道	107 ヶ所
	下水道	12 ヶ所
	電力（電柱）	2 本
	電話（電話柱）	2 本
	停電世帯数	0 世帯
	回線障害世帯数	144 世帯

（資料：H24 福岡県地震に関する防災アセスメント調査）

(2) 津波

津波による被害想定については、福岡県から津波浸水想定が公表されており、次の2つの断層を波源とした津波が想定される。

	影響開始 時間(分)	最高津波 水位(T.P.m)	最高津波 到達時間(分)
西山断層	4	3.2	19
対馬海峡東の断層	92	3.1	130

(資料：H28 福岡県津波浸水想定)

3-2. 風水害

(1) 台風による高潮

高潮による被害想定については、福岡県から高潮浸水想定が公表されている。

浸水面積	最大高潮水位(T.P.m)	行政拠点の浸水深
370ha	5.3	町役場：-m

(資料：H30 福岡県高潮浸水想定)

(2) 大雨

福岡県内では、平成29年7月5日から6日にかけて線状降水帯の形成により、局地的に猛烈な雨が降り、朝倉市や東峰村などで甚大な被害が発生した。また、翌年の平成30年7月にも西日本を中心に記録的な大雨が降り、本町においては、平成30年7月6日の午前8時において、降り始めからの降水量が235mmに達し、その1時間には47mmの非常に激しい雨が降り、長期にわたる町道の通行止めの措置が必要となった大規模な土砂災害を始め、多くの被害が発生した。このように、近年の福岡県内や本町における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものが多い。

なお、大規模な風水害の想定については、水防法の規定により、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定が公表されている。

区域	作成主体	前提となる降雨
矢矧川浸水想定区域	福岡県	矢矧川流域の24時間の総雨量1098mm
遠賀川浸水想定区域	国土交通省	日の出橋上流域の12時間の総雨量592mm

第4章 脆弱性評価

4-1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

福岡県が設定した起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）をベースに、本町の特性を踏まえ、次のとおり、8つの事前に備える目標において、その妨げとなる26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

▼起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関との連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4-2. 脆弱性評価結果を踏まえた対応の方向性

26の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する本町の施策の整理及び取組状況や課題を確認し、現状や脆弱性を分析、評価する。脆弱性評価結果を踏まえた対応の方向性は次のとおりである。なお、脆弱性評価結果の詳細については、別紙1に示す。

Point1 様々な主体との連携強化

地域強靱化に向け、国・県はもとより、自治区（自主防災組織）や校区コミュニティ運営協議会などの団体との連携を強化するとともに、日頃からの訓練や連絡調整等により実効性を確保することが必要。

Point2 ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

施設整備などのハード対策は、期間を要し、財源も限られているため、訓練等のソフト対策を適切に組み合わせることで計画的に実施することが必要。

Point3 代替性・冗長性の確保

道路や橋梁などのインフラ施設や住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいもの等については、代替性や冗長性を確保することが必要。

Point4 継続的な取り組み

地域強靱化の取り組みは、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第5章 強靱化施策の推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策について、その推進方針をリスクシナリオごとに整理する。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化

【都市建設課】

- 各種の補助事業を活用し、住宅や建築物の耐震化を推進する。
- 危険なブロック塀の撤去・改修を更に推進する。

公共施設や多数の人が利用する施設の耐震化・老朽化対策

【都市建設課, 関係課】

- 公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、毎年度の点検を基に、長寿命化や施設の更新を図っていく。
- 多数の人が利用する、民間施設においても耐震化等を促進するための情報提供等を継続して実施する。

住環境の整備

【都市建設課】

- 災害に強い町づくりを目指し、狭隘道路の拡幅などの道路整備や管理不全な空き家の適正な管理を推進する。

防火対策の推進

【地域づくり課】

- 地域ぐるみでの防火対策を推進するため、引き続き、地域における防火の取組の支援を行う。

1-2) 津波・高潮による多数の死傷者の発生

水門等の自動化の促進

【都市建設課, 農林水産課】

- 津波や高潮の来襲に備え、水門等の平常時からの管理を徹底し、自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理を推進する。

津波・高潮に対する避難体制の強化

【地域づくり課】

- 避難情報等の防災情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の適切な維持管理を行う。
- 津波や高潮から迅速に避難できるように、津波・高潮ハザードマップの活用等について周知・啓発を行う。
- 国や県の動向を踏まえ、適宜ハザードマップの更新を行う。

1-3) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	
河川改修などの治水対策の実施	【都市建設課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 洪水氾濫のリスクが高い県管理河川の戸切川・矢矧川について、引き続き地元関係者と協力し、県に対し改修を働きかける。 ■ 町管理の小規模河川においても、改修や浚渫を促進する。 	
浸水災害対策の構築	【地域づくり課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への適切な避難誘導を実施するため、災害が頻発する箇所には監視カメラを設置し、常時確実に稼働するように適切な維持管理を行う。 	
立地適正化の推進	【都市建設課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 立地適正化計画を策定し、災害ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。 	
洪水ハザードマップの作成と活用	【地域づくり課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 洪水から迅速に避難できるように、洪水ハザードマップの活用等について周知・啓発を行う。 ■ 浸水想定区域が示されていない汐入川流域等について、区域の指定についての働きかけを行う。 	
1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
土砂災害対策の推進	【都市建設課, 農林水産課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 県等と連携し、緊急性や重要性が高い箇所を中心に砂防施設や治山施設の整備を促進する。 	
立地適正化の推進	【都市建設課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 立地適正化計画を策定し、災害ハザードエリアにおける適正な土地利用を促進する。 	
土砂災害ハザードマップの作成と活用	【地域づくり課】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害から迅速に避難できるように、土砂災害ハザードマップの活用等について周知・啓発を行う。 ■ 国や県の動向を踏まえ、適宜ハザードマップの更新を行う。 	

1-5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

防災情報伝達手段の整備

【地域づくり課】

- 緊急防災無線システム及び地域情報伝達無線システムの適切な維持管理を行う。
- 職員のシステム操作訓練を実施し、安定的に運用できる体制を整備する。

避難所の円滑な運営

【地域づくり課, 福祉課】

- 平常時より、避難所運営訓練などを通じて、「避難所運営マニュアル」への理解を深め、大規模災害時の円滑な避難所運営を図る。

避難行動要支援者の避難支援

【福祉課】

- 災害が発生するおそれのある地域に住んでいる要支援者の協力員の確保を優先するなど、引き続き個別避難支援計画の策定を推進する。

外国人に対する支援

【地域づくり課】

- 外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備を検討する。

防災教育の推進

【教育総務課】

- 児童生徒の安全確保を図るため、学校における防災教育を推進する。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

公助による備蓄・調達の推進

【地域づくり課】

- 食料、飲料水、生活必需品などの備蓄、更新を着実にを行う。
- 物資供給協力に関する協定の実効性を高めるため、協定業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。

自助・共助による備蓄の推進

【地域づくり課】

- 住民や社会福祉施設等の事業所などの自主的な備蓄を促進するため、継続した啓発を行う。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

地域との通信手段の確保

【地域づくり課】

- 災害時の電話不通時の通信手段として設置している緊急防災無線システムの子局機器を、災害発生時に確実に通信できるよう適切な維持管理を行う。

2-3) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化

【地域づくり課】

- 計画的に車両や施設の整備を行う。
- 消防団活動の周知などにより消防団員の増員を図る。

自主防災組織の充実強化

【地域づくり課】

- 自主防災組織の設立促進や活性化のため、活動を支援するなど継続した取り組みを行う。

2-4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

帰宅困難者に対する支援

【地域づくり課】

- 大規模災害時には、交通機関の運行停止や道路の通行不能により帰宅できない帰宅困難者の発生による混乱の回避を図る。

2-5) 被災地における医療機能の麻痺

医療機関との連携体制の整備

【地域づくり課, 健康づくり課】

- 医療従事者による応急医療を円滑に行うため、関係機関(県や医師会等)との連携強化を図る。

2-6) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

疫病・感染症のまん延防止

【地域づくり課, 健康づくり課】

- 疫病や感染症の拡大防止のため、県等の関係機関との連携・連絡体制を強化する。
- 避難所等においても、新型感染症対策も含めた感染拡大防止の取り組みを行う。

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

健康管理体制の構築

【健康づくり課, 子育てあんしん課】

- 県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

福祉避難所の設置・運営

【地域づくり課, 福祉課】

- 福祉避難所の運営が円滑に行えるのかを検証するとともに、協定締結施設との連携強化を図る。
- 福祉避難所の協定締結を働きかけ、福祉避難所数の拡大に努める。

地域包括支援センターの業務継続体制の構築

【長寿あんしん課】

- 感染症の流行や自然災害等の発生時において、地域包括支援センターが業務を継続できるよう体制を整備する。

避難所機能の充実

【地域づくり課, 関係課】

- 避難所の生活の場としての機能向上のため、非常用電源の整備や空調設備、トイレなどの更新を検討する。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関との連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備

【地域づくり課, 総務課】

- 災害対策本部機能の確保のため、災害対応に必要な活動スペース、執務環境の整備等を検討する。
- 防災拠点である庁舎において、災害時における電力供給設備設置を検討する。

業務継続体制の確保

【地域づくり課】

- 業務継続計画の実効性等を確保するため、継続して内容の検証や見直しを行う。

災害対策本部の運営

【地域づくり課】

- 災害対応能力の向上を図るため、継続した訓練を行い、その訓練を踏まえ、地域防災計画も随時見直しを行う。

罹災証明の迅速な発行

【税務課】

- 被災者の生活再建に重要となる罹災証明書を迅速に発行できる体制を整える。
- 職員に対する計画的な知識技能研修の受講を推進すると共に、他課・他自治体からの受援体制を検討する。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

多様な情報収集手段の確保

【地域づくり課】

- 情報収集手段の多重化が重要であるため、広報等で継続的に啓発する。

災害情報の利用対策

【地域づくり課】

- 防災情報を確実に利活用するため、携帯情報端末への充電に必要となる避難所での非常用電源の確保や自主防災組織に対しての働きかけを行う。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化の推進及び周辺事業者との連携強化

【上下水道課】

- 水道施設の耐震化を促進するため、計画的な改修を行うとともに、周辺事業者間の連携を図り、人材やノウハウの強化を図る。

5-2) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

下水道施設の耐震化の推進

【上下水道課】

- 下水道施設の耐震化を促進するため、計画的な改修を図る。

下水道BCPの実効性の確保

【上下水道課】

- 災害時に適切な対応を可能とするために、下水道BCPの更新や訓練を実施する。

災害に強く、早期に復旧できる合併処理浄化槽の整備

【住民環境課】

- 災害に強く、早期に復旧できる合併処理浄化槽が有効であるため、引き続き補助等により普及を促進する。

5-3) 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩壊対策

【都市建設課】

- 大規模災害時に道路の安全性を高めるため、町管理道路について、法面等の防災対策を推進する。

生活道路の整備

【都市建設課】

- 災害時の地域交通網を確保するため、幅員の狭い道路の改良や歩道の設置などに取り組む。

5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

道路・橋梁の老朽化対策

【都市建設課】

- 定期的に点検に基づく橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、引き続き計画的な修繕等を行う。

湛水防除施設の老朽化対策

【農林水産課】

- 排水機場について定期点検を実施し、点検結果を基に改修等を実施する仕組みとしており、施設の長寿命化のためにも引き続きこのような取り組みを行う。

漁港施設の老朽化対策

【農林水産課】

- 漁業生産力の維持安定を図るため、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策に取り組み、施設の強化を図る。
- 漁港施設の計画的な維持管理や施設更新を図るため、機能保全計画を策定しているが、引き続き劣化状況に応じた補修・更新等の対策への取り組みを推進する。

砂防施設・治山施設の老朽化対策

【農林水産課，都市建設課】

- 砂防施設・治山施設については、現在、県による施設点検等が実施されており、施設の長寿命化のためにも引き続き取り組みが必要であるため、県との情報共有や点検等に対する協力を行う。

目標6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

企業BCPの策定等の事業継続力の強化

【おかがきPR課】

- 企業においても、災害発生後の損害の最小化と事業の継続、早期復旧など事業が継続できる仕組みを整える必要があり、県・商工会と連携し事業継続力を強化する取り組みを推進する。

代替性を高めるための道路整備

【都市建設課】

- 大規模災害時における多重性・代替性の確保の観点から、国道3号岡垣バイパスの4車線化、県道岡垣宗像線バイパス、県道原・海老津線バイパスの早期完成に向け、引き続き関係機関への働きかけ等を実施する。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

農地の防災・減災対策

【農林水産課】

- 農地の湛水被害のリスクを軽減するために設置している排水機場について、定期点検を実施するとともに、策定された長寿命化計画に基づき、改修等を実施する仕組みとしており、農地の防災・減災対策のためにも、引き続き、このような長寿命化を図る取組や必要に応じた施設整備を行う。

農道・林道の整備

【農林水産課】

- 避難路や輸送道路が被災したときの代替道路として期待されるため、継続的に農道・林道の維持・整備を行う。

食料生産体制の強化

【農林水産課】

- 災害発生時においても農作物が安定供給できるよう、農業振興と持続的発展を図るため、生産基盤や生産体制の強化を図る。

農業用水利施設の老朽化対策

【農林水産課】

- 農業生産力の維持安定を図るため、農業用水利施設の機能診断等を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の補修計画を策定し、施設の老朽化対策に努める。
- 農業用水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、策定された長寿命化計画に基づく対策を行うとともに、必要に応じ、新たな長寿命化計画等の策定を推進する。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

漁港施設の老朽化対策

【農林水産課】

- 漁業生産力の維持安定を図るため、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策に取り組み、施設の強化を図る。
- 漁港施設の計画的な維持管理や施設更新を図るため、機能保全計画を策定しているが、引き続き劣化状況に応じた補修・更新等の対策への取り組みを推進する。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策

【農林水産課】

- 現在、防災重点農業用ため池に位置付けられた65箇所のため池を中心にハザードマップを作成しており、今後は、それらの成果をもとにした訓練や決壊した場合における下流域への影響度を踏まえ、堤体の劣化具合の評価などの取組を実施する。
- 堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持管理にあわせ、老朽化等により補強が必要なため池の優先順位に応じた改修工事や受益のないため池については廃止に向けた対策を実施する。

7-2) 農地・森林等の被害による町土の荒廃

地域における農地・水利施設等の保全

【農林水産課】

- 国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能を有する農地、農道、水路等の適切な管理のため地域の活動組織等でその管理を行っており、引き続き取り組みを推進する。

荒廃農地対策

【農林水産課】

- 農業委員会と連携し、現地調査等により荒廃状況を把握し、改善の指導等を実施しており、土砂災害防止にもつなげる荒廃農地の解消に引き続き取り組む。

森林の整備・保全

【農林水産課】

- 森林の有する水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能を発揮させるため、国・県の森林環境税や、町の基金を活用して、間伐や竹林改良等を実施しており、引き続きの取り組みを推進する。

鳥獣被害防止対策の推進

【農林水産課】

- 鳥獣による農業被害による耕作放棄地の発生など、農地の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止対策や捕獲による個体数の調整等を実施しており、引き続きソフト・ハード両面にわたる総合的な取り組みを推進する。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる 条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備

【住民環境課】

- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた取組みを検討する。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興 できなくなる事態

防災に関する職員の育成・強化

【地域づくり課】

- 出水期前に全庁的な訓練を実施しており、職員の実践的な能力を高めるため、引き続きこのような取組を実施する。
- 近年の災害の大規模化などにより、更なる体制の強化等を検討する。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築

【地域づくり課】

- 災害に備え、応急措置においては、建設業協同組合と災害時における応急措置等の業務に関する協定書を締結しており、引き続きこの仕組みを維持し、災害時に応急措置業務を円滑に行える体制を確保するため、連携強化を図る。

建設人材の確保・育成

【総務課】

- 町においても県に準じて建設人材の確保・育成のための検討を行う。

災害ボランティア活動の強化

【福祉課】

- 社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築を図るなど、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を推進する。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による文化の衰退・ 喪失

地域コミュニティの活性化

【地域づくり課, 生涯学習課】

- これまでの自治区(自治公民館)を中心としたコミュニティ活動に加え、自治区では担えない課題に対応するため校区コミュニティ運営協議会において活発な地域活動がなされており、引き続きコミュニティ活動に対し支援を行う。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による文化の衰退・喪失

貴重な文化財の喪失への対策

【生涯学習課】

- 町が所有する収蔵物等や民間が所有するの文化財について、耐震化をはじめとする防災対策を推進する。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

建設型応急仮設住宅の供給体制の整備

【都市建設課】

- 災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に整備できるよう建設候補地の選定に努める。